

2011 年 3 月 8 日

企業会計基準委員会 御中

昭和シェル石油株式会社
経理財務統括部

「リース会計に関する論点の整理」に対するコメントについて

平成 22 年 12 月 27 日に貴委員会より公表されました「リース会計に関する論点の整理」について、以下のとおり意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、お願い申し上げます。

1. 会計処理に対する意見

- (1) 不動産に係る賃貸借取引については、随時解約可能なものであり、支払うべき将来の債務が確定している取引ではなく(貸手の義務も履行されていない)、資産・負債を計上すべきでないと考えます。また、当該取引が、資金調達目的でないにも関わらず、支払賃借料を利息に区分することで費用が認識されるなど、経済的実態を必ずしも反映したものではないので、現行の賃貸借処理が適当であると考えます。
- (2) オペレーティング・リースに分類されるリース取引は多様で、経済的実態も異なることから、現行基準への指摘どおりオンバランスが望ましい取引もあれば、サービス契約などの未履行契約の会計処理との整合性などから賃貸借処理が適当な取引もあります。よって、リースの定義も含め、多様なリース取引に対して適切な会計モデル構築のために、十分な議論が必要であると考えます。

2. 短期間のリースに対する意見

短期間のリースについては、リース期間が1年以内のリース取引を把握し、資産及び負債として会計処理することは煩雑であり、実務上の負担は大きく、その一方で、得られる情報の価値は僅かであると思います。借手についても資産及び負債を認識せず、リース料支払時に費用を認識する会計処理、すなわち賃貸借処理が適当であると考えます。

また、コストベネフィットの観点からすれば、短期間のリースばかりでなく、少額物件のリースなど重要性に乏しいと判断されるリース契約については、現行の日本の会計基準において容認されている基準に基づく賃貸借処理など簡便的な会計処理を容認すべきであると考えます。

3. リース期間に係る更新オプションの取扱いに対する意見

リース期間に係る更新オプション料については、借手の債務性に乏しい負債の認識に繋がる可能性があり、適当ではないと思います。また、実務的にも、多数のリース契約について、更新オプション等を考慮して、起こり得る期間の発生確率を見積もることは非常に困難かつ過度な負担となり、恣意的要素が入る余地があることから、リース期間は現行基準どおり解約不能期間等に限るべきであると考えます。

以 上